

| | |
|---------|---|
| 議 案 名 | 富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 制 定 趣 旨 | 富士見市地域公共交通会議について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議のために必要となる協議会とするため、所掌事務の追加や委員定数の変更などを行うとともに、富士見市地域公共交通会議の名称を改正するものです。 |
| 制 定 内 容 | <p>(1) 題名の変更 名称を「富士見市地域公共交通協議会」に改める</p> <p>(2) 設置の改正（第1条） 道路運送法に基づき市民の生活に必要な旅客輸送の確保など旅客の利便の増進を図るために加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成及び実施についての協議をするため設置する旨の規定に改める</p> <p>(3) 所掌事務の追加（第2条） 地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施及び一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議する事項を加える</p> <p>(4) 組織の改正（第3条） 委員定数を27名に改めるとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、委員の構成を改める</p> <p>(5) 臨時委員の新設（第5条） 第3条の委員のほか、必要に応じて臨時委員を設置できる規定を加える</p> <p>(6) 部会の新設（第8条） 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議等を行うための部会を設置する規定を加える</p> <p>(7) その他 必要な文言の整理等を行うもの</p> |
| 施 行 日 等 | <p>(1) 施行日 令和8年2月28日</p> <p>(2) 経過措置（附則第2項及び第3項） 現に改正前の富士見市地域公共交通会議条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員の任期は2年であることから、旧条例による任期を本条例施行日までとするとともに、本条例に基づく任期を令和9年7月29日までとする</p> <p>(3) 関係条例の改正（附則第4項） 富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第52の項中「地域公共交通会議委員」を「地域公共交通協議会委員」に改める</p> |

富士見市地域公共交通会議条例（平成27年条例第20号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(題名) <u>富士見市地域公共交通協議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、富士見市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施について協議すること。</u></p> <p>(2) <u>乗合旅客運送の態様 等に関し、協議すること。</u></p> <p>(3) <u>一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議す</u></p> | <p>(題名) <u>富士見市地域公共交通会議条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の交通利便性の確保及び向上を図るため、富士見市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>乗合旅客運送の態様、運賃等に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> |

ること。

(4) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価
に関し、協議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要と認める

事項

(組織)

第3条 協議会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者
- (2) 公共交通事業者等の代表者
- (3) 公共交通事業者等が組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

(2) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価
に関すること。

(3) その他地域公共交通に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員(次条第1項の臨時委員を除く。以下この条において同じ。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 第3条の規定にかかわらず、市長は、協議すべき事項について特に必要があると認めるときは、協議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、委嘱又は任命の日から第1項の協議が終了した日までとし、その期間は、2年を超えることができない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

第4条 委員_____の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会 は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会 の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、道路運送法第9条第4項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議を部会において行う。この場合において、部会の協議をもって協議会の協議とする。

2 前項の部会の構成員は、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者であつて、協議会の委員であるもののうちから、会長が指名する。

3 協議会は、第1項の部会のほか必要に応じ、会長が指名する者を構成員とする部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 協議会 は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 交通会議 は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議 の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(新設)

第7条 交通会議 は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(関係者の出席)

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|-----------|-----------------|------|----|--------|-----------|----------------|------|----|--------|
| 別表（第2条関係） | | | | | 別表（第2条関係） | | | | |
| 52 | 地域公共交通協議会 委員 | 学識経験 | 日額 | 8,000円 | 52 | 地域公共交通会議委 員 | 学識経験 | 日額 | 8,000円 |
| | | 委員 | 日額 | 3,000円 | | | 委員 | 日額 | 3,000円 |